

北海道における農作業共同化の方向性に関する一考察

吉岡 徹 (酪農学園大学)

はじめに

- I 北海道における農業生産組織の二面性
 - II 北海道における主な農業生産組織研究事例地の特徴と論点
 - III 稲作複合経営における組織化論理に関する考察—中富良野町を事例に—
- おわりに

はじめに

わが国では、1980年代後半以降の離農農家の増加と前後して、集落営農組織と呼ばれる集落を基盤とした農業生産組織の設立が続いている。この流れを地域的に概観すれば、北陸・近畿の稲作兼業深化地域や中国地域の中山間など、早い段階から担い手不足といわれてきた地域より始まっている。しかしながら、農林水産省「集落営農実態調査結果」などをみると、近年では九州・東北のような担い手が厚く存在すると考えられてきた地域においても増加傾向にある。

これは、2007年からの米麦担い手経営安定対策（旧品目横断的経営安定対策）という実質的な担い手選別政策の実施に伴い、集落営農組織の設立が経営面積に関わる要件を零細農家がクリアするための方法として位置づけられたこともあり、駆け込み対応的な設立も相次いだことが作用したといわれている。

そのような全国的とも見受けられる「集落営農ブーム」ともいえる状況の中にあって、北海道は農林水産省の集落営農組織調査においても2000年代に入った後も減少傾向が続いている。集落営農組織の設立という面からすれば、一人取り残された地域といえる。しかし、集落営農組織から集落の枠を外した農家間での生産の組織化という点からみると、北海道は非常に高い割合で共同化の取り組みに参加しており、全く違った点をみせる。

農家レベルでの強い結びつきと、集落単位での組織化の低さ、この一見矛盾するようにもみえるこの2つの動きには、開拓植民という北海道独特の歴史が醸し出す農地に対する意識や集落観が背景にあると想定される。離農の急速な進行によって、北海道においても個別経営だけでなく、協業型の農業生産法人や集落営農組織などが中核的な担い手として登場が予想もしくは期待されているところであるが、いわゆる「北海道の特殊性」はこれまでの共同化の形態の違いをもたらしただけでなく、当然今後の農業構造の方向性に関しても大きな影響を及ぼすと考えられる。

そこで、本稿では、北海道における集落営農組織などの農業生産組織の特徴を整理し、北海道の地域的特徴と照らし合わせながら、今後集落営農組織や協業型農業生産法人など北海道の農業生産組織の方向性を見極める上で必要となるであろう着目点を考えてみたい

(注1)。その手法としては1. 統計にみる北海道の農業生産組織の特徴把握、2. 先行研究よりみた北海道の農業生産組織の方向性を整理する、3. 北海道稲作複合経営における農業生産組織の事例を基にした共同化論理の整理、の3点より試みることにする。なお、

本稿では主に対象地域を水田地域である石狩川流域を念頭にとりまとめた。

I 北海道における農業生産組織の二面性

表1は農林水産省の統計より地域別の集落営農組織数の推移をまとめたものである。これによると、北海道の集落営農組織数の動きは一貫して減少しており、解散超過の状態にあることがわかる。もちろん集落営農組織数の落ち込みが見られている地域は他にも多く存在するものの、米麦対策対応のため駆け込み設立が多く見られた06年から07年にかけても減少傾向がみられている。加えて08年から09年にかけて1割近くも減少している地域は北海道だけである。

もちろん、北海道でも06～07年にかけて新規設立が23組織あり、政策対応を目的とした設立も確認されている。しかし北海道の場合、解散の方が56組織と多く、逆に全体数を減らすこととなってしまった。その後の設立も07～08年

で3組織、08～09年で9組織と解散・廃止の数を下回る数にとどまっている。北海道のこの数字は、農業経営体の数(2005年農林業センサスでの販売農家数51,990戸、同2005年の農業生産法人数2,182法人)と比較しても少なく、北海道においては集落営農組織はほとんど存在しないといっても過言ではない。

しかしながら、農家レベルでの共同化の割合は、逆にトップクラスというデータもある。2005年農林業センサスでの生産組織等への参加農家数をみると、16,811戸と多く、販売農家を母数とした生産組織等への参加割合は32.3%と、都府県の値14.7%と比較して抜きんでて高い。地域別に同じ参加割合をみた場合、次点は北陸の19.8%であるので、他地域に比べ10ポイント以上の差をつけて高い。

つまり、北海道では「集落」を基点とした農作業もしくは農業経営の共同化は数的にも少なく、また後退局面が続いている一方で、「集落」とは別に、個々の農家間のつながりを基点とした共同化は全国的にみても非常に活発に行われていると考えられる。

この背景には、北海道の集落構造が関連していると考えられる。田畑氏は、北海道農村の特徴を都府県のそれと比較しながら、「農家の存在の流動性・個別性とイエの未成熟性、農家相互の関係の流動性・不安定性、土地に対しての労働(経営)の優位性、そしてそれらのことと相互に関連しつつ村落自体として、自治機構的側面が希薄で、成員農家に対して相対的に独自の存在として関係しこれを統合していくような構造とはならなかった。」と述べ、都府県に比べた場合の集落的結合の弱さを指摘している(注2)。また、柳村氏は北海道で一般的とされる「農事組合」型村落について、「「農事組合」型村落は、農業生

表1 地域別集落営農組織数の変化

(単位:集落営農)

	2000年	2006年	2007年	2008年	2009年
全国	9,961	10,481	12,095	13,062	13,436
北海道	647	357	324	320	289
都府県	9,314	10,124	11,771	12,742	13,147
東北	990	1,792	2,170	2,825	2,981
北陸	2,005	1,953	2,042	2,063	2,079
関東・東山	289	485	772	863	908
東海	1,022	776	823	790	787
近畿	1,939	1,606	1,600	1,704	1,767
中国	1,703	1,589	1,646	1,685	1,726
四国	134	242	316	336	368
九州・沖縄	1,232	1,681	2,402	2,476	2,531

資料:「集落営農実態調査結果」各年次より作成。

注:「集落営農実態調査結果」における「集落営農」は、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農と定義されている。

産者組織としての性格の強さゆえに、非常に流動的な存在」と表現した上で、1. 経済的に不安定で、定住基盤が脆弱な専業的農家を中心に構成されているために、農家戸数の増減と、それによる村落の変動が生じやすいこと、2. 構成員の農業経営の変化や相互の経済的利害に対して、村落組織が敏感に反応しやすい、点を指摘している（注3）。

これらの指摘を農業生産組織との関連でいえば、集落としての事情よりも個別経営の合理性が優先される傾向が強いことに加えて、イエ、土地へのこだわりも相対的に希薄で、流動性が高い＝離農しやすい。それ故、形成される組織の範囲・形態が構成員の経営内容に強く関連づけられることなどが指摘できると思われる。

II 北海道における主な農業生産組織研究事例地の特徴と論点

ここからは、北海道の構造変動の先に農業生産組織がどう位置づけられようとしているのかについて、先行研究で取り上げられている農業生産組織の特徴を概観し、そこで問われている論点の整理を試みる。

本稿で取りあげた地域は石狩川下流地域を中心としている。これは、北海道の入植の歴史の中でも最も新しい地域であり、経営面積の大きさもさることながら、石狩川流域の中でも階層分化が急速に進んでいる地域として位置づけられている点が多い。これは、同地域が土壌的に泥炭土壌で構成される圃場が多いことから良食味米の一つの目安とされるタンパク値を低く抑えることが難しく、コメの品質に対する評価が厳しいことと、それに関連して長年にわたり取り組まれてきた土地改良事業の償還金負担が農家に重くのしかかっていることが影響して、離農傾向が激しいためである。大規模個別経営や農作業受託組織、協業経営組織など様々な中核的な担い手が確認できるのは、その厳しい経営環境が結果として担い手農家の急速な規模拡大を促すとともに、農家間の協力関係の構築を促したからと考えられる。

石狩川下流地域において事例として取りあげられている頻度が高い地域の一つには、岩見沢市北村地区(旧北村)を挙げることができる。同地区は農家の離農と継続農家への農地集積という、階層分化が進む北海道内においても、先駆けて分化が進行しつつある地区としても知られており、1戸あたりの経営面積は急速に拡大している。また今後の離農予定者も多く出てくると予想されており、急速な担い手への農地集積が予測されている。また、ミニライスセンターなどの農作業受託組織が整備されたことに加え、北海道内でもそれら受託組織が継続しているところが多い地域である。公社を仲介とした圃場集約化への取り組みや作業をサポートする機械利用組織が複合して機能していることも特筆され、農家構造の移り変わりと生産組織の形態変化との関連を分析するためのもっとも適した地域の一つと位置づけられる。

この北村地区の急激な構造変化の動きについては、菅原氏が分析を試みており、急速に経営規模の拡大が進む個別経営とそれを補完するミニライスセンターや転作組合などの農作業受託組織が連携しながら農地の担い手として機能していることを明らかにしている（注4）。ただし、北村地区における離農予定者の数と離農に伴って流動化が見込まれる農地の面積は、後継者が存在する農家が担えるであろう面積を遙かに上回ると予想されている。そのため、ミニライスセンターを基にした協業法人化や農協出資法人等新たな農地

の引き受け主体の必要性があるとされている。また、細山氏・仁平氏は畑作・酪農を上回って高齢化が進む水田地域において、後継ぎを持たず、加齢を経て年金受給年齢になると離農すると考えられる農家が大量に存在していることを明らかにした。それに伴い、両氏は協業型の農業生産法人や農協出資農業生産法人のような新たな農地の引き受け主体の必要性を述べている（注5）。

農業生産組織の位置づけが個別経営の補完的役割にとどまるのか、それとも協業組織として個別経営に変わっていくのか、この2つの方向性について考えれば、隣接する地域でありながらそれぞれの方向性を強力に推し進めた事例が存在する。南空知地域の長沼町と南幌町である。この2つの町に関しては、坂下・小山両氏が、石狩川下流域における農協を軸とした「地域営農システム」構築の動きに注目し、事例分析を試みている（注6）。その一つは、「従来の北海道農業開発公社による農地保有合理化事業に加え、農協が農地保有合理化法人資格を取得して賃貸借による流動化を進めるとともに、集落ごとに営農集団を組織して作業受委託の体制を整備」した長沼町であり、もう一つは「農協の営農部門強化」を背景にした「地区を区切った法人設立」、いわゆる「拠点型農業生産法人」による地域農業の維持を目指した南幌町であった。

長沼町の場合、個別経営が中心になって営農集団や農協・公社などを組み合わせるもので、営農システムという意味では北村と同じ方向性を持つが、農協を軸として管内全域をカバーする体制を実現している点は高く評価される。

一方南幌町は100haを超えるような協業型農業生産法人がいくつも設立されるという非常にドラスティックな方向性を見せた地域である。同町の場合、法人化が進められたのは規模階層が中規模の農家が多く存在する地域で全域ではないものの、法人が担う面積は3割におよび、「拠点型」法人と呼ばれるにふさわしい経営となっている。

また、経営的にも100haを優に超える経営規模と、その強い企業的性格など注目点も多く、詳細な経営調査・分析が継続して行われている（注7）。この大型農業生産法人は地域を範囲として設立が試みられている点と、企業型の協業組織構造を実現している点より、協業度合いの高い集落営農組織と似通った経営といえる。

ただし、これらの大型経営がそのまま北海道農家の構造変化の流れの延長線上に位置づくかどうかはさらに検討を要すると思われる。

その理由は、①同町における地域拠点型法人の設立には農協の地域戦略と農家への働きかけが強く作用していること、②土地改良費用償還のための多額の借入れが農家の共通問題と化しており、法人化がやむを得ない選択肢として存在していたこと、③北海道農家の個別経営重視の性格、である。

中でも③に関連し、複合化が進む稲作地帯において、経営合理性を主とした根拠とした協業化という方向性が、農家にとって最善の選択肢として選ばれているのかという点は確認すべきである。本稿ではさらにこの点について、農業経営の複合化が進展している地域において、経営安定対策対応を目的に集落営農組織の設立が進んだ地域として中富良野町を取り上げ、考察してみたい（注8）。

Ⅲ 稲作複合経営における組織化論理に関する考察—中富良野町を事例に—

中富良野町において集落営農組織の設立が進んだのは、2004年からで、同年に一気に44の集落営農組織組織が設立されている。これは、米麦担い手経営安定対策（以下米麦安定対策）の実施が検討される中で（注9）、北海道の担い手要件面積が当初10haとなる見通しがもたれていたことが大きく関係している。前述のように、同地域の1戸当たり水田面積は7haほどであり、仮に10haが担い手要件となった場合相当数の農家が対象から外れることが予想された。このため、面積要件を満たす見込みがない農家が担い手の面積要件に対応する方法として、集落営農組織の設立が検討されたのである。また、米麦安定対策に先駆けて2004年より進められていた地域水田農業ビジョンにおいて、20ha以上の集落営農組織に対する担い手対策や集落営農組織の作付面積に応じて交付される集落営農加算が組み入れられたことと、町の地域水田農業推進協議会において集落営農組織の設立、運営へのサポートが行われたことから、米麦安定対策の本格的な実施に先駆け、集落営農組織の設立が進んだ。

しかしながら、中富良野町における集落営農組織の変化をまとめた表2をみると、2004年に44の集落営農組織が設立された後、2008年にかけて徐々にその数を減らし、2008年時点では23まで集落営農組織の数を減少させている。

表2 中富良野町における集落営農組織の変化

(単位:組織、%)

		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年					
集落営農組織数		44	36	36	27	23					
参加農家数		395	347	310	211	176					
参加農家割合		73.6	66.9	63.7	46.5	39.9					
		組織数	構成比	組織数	構成比	組織数	構成比	組織数	構成比	組織数	構成比
構成 農家数別	10戸以上	16	36.4	14	38.9	10	27.8	5	18.5	3	13.0
	6-9戸	18	40.9	16	44.4	18	50.0	14	51.9	13	56.5
	5戸以下	10	22.7	6	16.7	8	22.2	8	29.6	7	30.4
一戸 当たり 水田面積	10ha以上	7	15.9	7	19.4	10	27.8	6	22.2	5	21.7
	7.5~10ha	8	18.2	8	22.2	12	33.3	10	37.0	7	30.4
	5~7.5ha	19	43.2	17	47.2	10	27.8	9	33.3	10	43.5
	5ha未満	10	22.7	4	11.1	4	11.1	2	7.4	1	4.3
作業 規模別 組織数	50ha以上	10	22.7	13	36.1	11	30.6	6	22.2	5	21.7
	30~50ha	15	34.1	12	33.3	15	41.7	13	48.1	11	47.8
	20~30ha	11	25.0	6	16.7	7	19.4	6	22.2	5	21.7
	20ha未満	8	18.2	5	13.9	3	8.3	2	7.4	2	8.7
組織が 集落に 占める 面積割合	90%以上	1	2.3	4	11.1	1	2.8	3	11.1	3	13.0
	75~90%	12	27.3	9	25.0	12	33.3	11	40.7	7	30.4
	50~75%	20	45.5	6	16.7	15	41.7	12	44.4	10	43.5
	50%未満	11	25.0	7	19.4	8	22.2	1	3.7	3	13.0

資料：中富良野町農業センターの資料より作成

注：1)参加農家割合は、中富良野町の畑作専業農家を含めた全農家に占める割合を示している。

注：2)集落営農組織作業規模には、作業受託面積は含まれていない。

2005年以降、集落営農組織が減少していった理由を農業関係機関への聞き取り調査や統計資料からの分析より考察すると、以下の点が指摘できる。

第一に、構成員間の面積格差の拡大による農家間の不公平感の高まったことである。中富良野町では2001年時点で604戸あった農家数が2008年には441戸まで減少している。加えて農家の経営規模階層別の特徴として、15ha以上のもっとも規模の大きい階層と、1.0haに満たないもっとも規模の小さい階層で増加がみられ、その間に位置する階層のほ

ぼすべてにおいて減少傾向にある。集落営農組織へ参加する農家においてもこれと同様の事象が起こっており、結果として規模階層の差が拡大した。それにより、個別経営の方針にも大きな差異が発生し、組織内部での意思統一が困難になることが増加したという。加えて、参加農家の経営の差異が大きくなると、出役や利益の分配に関する公平性を確保することも難しくなることも影響したと思われる。また、2点目として、構成員間の年齢差による意見のすれ違いが増加したことも指摘できる。3点目として、米麦安定対策での面積要件が最終的に想定より低く、個別対応できる農家の範囲が広がったことが、離脱と個別での対応をやりやすくしたといえる。さらに、水田農業推進協議会における集落営農取り組み要件のハードルの高度化に対応しきれない組織が多いことも少なからず影響を及ぼしていると考えられる。同協議会では、米麦安定対策が目指す法人化を目指すため、年次ごとにハードルを設けて法人化へのステップアップを促している。第1年次(2007年)には3戸以上で20ha以上面積要件とあわせ、経理の一元化(収入・支出)、水稻・麦・大豆の作業の共同化などが求められる。第2年次(2008年)には収支について個別出来高から面積配分にすることが求められ、第3年次(2009年)には農作業の完全共同化と収支の完全面積配分が、第4年次(2010年)は集落内機械の共有化が設定されている。その上で、第5年次(2011年)の法人が目指されている。これらの他に、法人化に向けた収支経理の一元化のために増加した事務作業の煩雑さも組織運営を困難にしている点として指摘されていた。

次に、2008年時点において中富良野町で活動する集落営農組織23の特徴を表3「中富良野町における組織形成タイプ別集落営農組織の概要」よりみる。同表より読み取れる傾向として、第一には、組織形成過程からみて三形態が確認できることである。1つめには既存の機械利用組織と連携しながら集落営農組織を形成した「重層型」集落営農組織、2つめには機械利用組織の基盤を生かして集落営農組織を新たに再設立した「移行型」集落営農組織、3つめに組織的基盤を特に持たず新たに設立された「新規型」集落営農組織である。「重層型」と「移行型」は、機械利用組織を基にしている点では同じであるが、「移行型」が基本的に機械利用組織の参加農家があるまま集落営農組織にスライドする方法であるのに対して、「重層型」の場合は機械利用組織はそのまま別組織としながら新たに集落営農組織を立ち上げている。

組織の構成農家の数は3戸から29戸まで差があるものの、ほぼ全戸参加の組織が半数近く存在しており、全体的な組織率は高い。また、そのほかには、機械装備は参加農家からの借上げを基本として初期投資を低減しようと試みていたところが多かったが、機械の更新時をきっかけにした新規購入もみられていた。

この表にて、特に注目すべきは、作目に関してはほとんどの組織が共同の範囲が水稻・麦類・大豆作までに限られるという特徴があり、タマネギなど野菜作は個別経営によって担われている点である。中富良野町では、多くの農家が稲作とタマネギ、ニンジンなどの野菜作を組み合わせた複合形態である。農家への聞き取り調査によれば、収益源と位置づけている作付品目を極大化しようとする方針を持っており、これに収入の確保をサポートする作目としてトウモロコシやニンジンを組み合わせるといった姿勢を採っていた。反面、農地に水稻や小麦、大豆などが作付けされる理由は、土壌条件や地理条件がタマネギ作に向いていない場合やタマネギ作と組み合わせると適切に輪作体系を組むためとの回答が確認

された。

表3 中富良野町における組織形成タイプ別集落営農組織の概要(2008年)

組織名	組織形成タイプ			構成戸数	ほぼ全戸参加	構成員の水田面積 (ha)	一戸当面積 (ha)	集落型営農組織作業面積 (ha)	水田面積に占める割合 (%)	主要作業分野					機械保有(台数)					設立後購入物
	重層型	移行型	新規型							水稲	麦類	大豆	その他	野菜	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	播種機	
A	○ライスセンター			29	●	209.6	7.2	198.1	94.5	○	○	—	—	11	9	6	24	7	1	
B	○			11		81.3	7.4	55.1	67.8	○	○	○	—	6	4	5	—	5	3	ビークル
C	○			7	●	111.7	16.0	50.1	44.8	○	○	○	—	6	2	3	○	○	1	汎用コンバイン
D	○			11		62.1	5.6	48.4	78.0	○	○	○	—	14	8	8	—	10	3	
E	○			9		79.0	8.8	41.9	53.0	○	○	○	—	10	○	2	—	2	1	
F	○ミニライスセンター			7		52.0	7.4	40.0	76.9	○	○	○	—	6	3	4	4	2	2	
G	○			7	●	62.0	8.9	39.7	64.1	○	○	○	—	6	○	3	1	○	○	
H	○ミニライスセンター			8		52.7	6.6	38.4	72.9	○	○	○	—	9	7	6	○	○	○	
I	○			6		47.3	7.9	34.5	72.9	○	○	○	—	2	○	4	5	2	○	
J	○			7	●	50.2	7.2	30.6	61.0	○	○	—	—	13	6	6	—	2	5	
K	○			4		36.4	9.1	28.9	79.5	○	○	○	—	4	4	5	7	1	6	
L	○			4	●	34.7	8.7	22.2	64.0	○	○	○	—	4	4	4	—	2	3	
M		○ミニライスセンター		8		101.7	12.7	87.2	85.7	○	○	○	—	13	3	2	11	4	2	
N		○		9	●	57.7	6.4	53.0	91.8	○	○	○	—	5	3	2	—	1	1	50pstトラクター
O		○		7	●	76.8	11.0	37.2	48.4	○	○	○	—	3	2	2	—	2	1	
P		○		5	●	40.7	8.1	25.8	63.3	○	○	○	—	2	5	3	4	1	1	
Q			○	7	●	45.7	6.5	40.0	87.6	○	—	○	—	7	7	3	8	7	○	乾燥施設
R			○	5		46.9	9.4	30.3	64.7	○	○	○	—	5	5	5	—	3	1	
S			○	8		41.2	5.1	20.5	49.9	○	○	○	—	11	3	2	—	5	8	
T			○	5		21.6	4.3	17.1	79.2	○	○	○	—	11	4	3	—	1	5	
U			○	3		31.0	10.3	15.8	51.1	○	○	○	—	3	○	3	○	○	○	
V			○	3		36.5	12.2	34.6	94.7	○	○	○	○	5	3	3	3	3	○	クローラトラクタ
W			○	6	●	33.4	5.6	26.9	80.5	—	○	—	●	—	6	—	3	—	1	1

資料：中富良野町農業センターの資料および聞き取り調査より作成。
 注：1)組織形成タイプは、①重層型(既存の機械利用組織を存続したまま併用する形で形成)、②移行型(既存の機械利用組織を基盤として形成)、③新規型(組織的基盤なしに形成)となっている。
 注：2)集落全戸参加に近い組織は、約8割以上の参加率による組織を指している。
 注：3)機械保有における斜め数字は、トラクタ・田植機・コンバインの保有台数が参加農家数の半分以上のもの。○印は、他機械利用組合の機械利用(一部作業受委託を含む)によるものである。

これらより、収入源となる主幹作目はあくまで個人での対応し、主幹から外れる作目(コメ、麦、大豆)を組織にて対応することが基本的な経営方針であると考えられる。つまり、中富良野町における集落営農組織の実態は、個別経営の枠を越えた共同組織というよりは、個別経営の低収益部門の共同管理組織としての面が強いといえる。

また、組織化の範囲について傾向をみると、3類型のうち「新規型」の集落営農組織は、政策対応で設立された集落営農組織が解散した後、参加農家を再編して新設されたところが少なくない。これは行政担当者によると、初期に設立された集落営農組織においては農家の階層差や意識差が大きく、意志決定が困難になったため、解散・再設立により、舵取りしやすい組織への移行を図ったといわれている。このことから考えると、事例地における組織化は、単に地域で区切るのではなく、経営規模や経営主の年齢、抱えている課題など、特徴や方向性が似通った経営が集まり組織化した方が、設立後の運営がスムーズに行われると考えられる。

おわりに

中富良野町における集落営農組織設立の動きを通して感じられることをまとめると、①経営内における高収益部門を内部に保持しつつ、稲作などの相対的に粗放的・低収益な作物を組織化している、②組織化の範囲は農事組合をベースとすることも多いが、意志決定

で農家間の差が広がると解散、農家レベルでの再組織化もあり得る、といった諸点が確認できたと考えられる。組織化の範囲に関しては、一部ではあるが既存の農事組合を基にした組織範囲とは違う農家グループによる集落営農組織設立も確認された。その理由は農家の階層差の大きさに起因する目的意識の違いに依拠するところが多いとみられ、地域レベルでの意志決定の難しさが改めて確認されたといえよう。

組織内の農家の性格の違いが大きくなっている点については、先の先行研究における事例分析でも指摘する研究がある。長沼町における喫緊の分析としては、東山氏が、同町を事例に営農集団活動実態と課題の分析を試みている（注 10）。そこでは、営農集団が新たな機械導入を進める単位として有効に機能していることに加え、一部の営農集団では転作作業の組織的受託にも踏み出していることが述べられている。しかし一方では、営農集団が農家間の意見対立による農家の離脱（個別化）のリスクをはらんでいることや、実質的な作業は専業農家を中心とした少数集団が担っているところが多く、集団の活動が制限されていることなどの問題点も指摘している。

これらの動きは、農家の行動根拠が個別経営の最適化に置かれているとみると理解しやすい。複数農家による協同を基点においた経営体を形成する場合、株式会社や有限会社のような出資金に基づいた発言力を持つか、もしくは農事組合法人のように一人一票の発言力を持つかの違いはあれ、参加する農家はそれぞれ経営に対して相応の発言力を持つ。そのため、実際に経営を動かすためには意見を一つにとりまとめる合意形成作業の必要が出てくる。北海道の農家においてもこういった意志決定コストの高まりを嫌い、共同化の範囲について農家それぞれが一線を引いている可能性は少なくないと思われる。

2007年度より実施された「米麦担い手経営安定対策（当時の品目横断的経営安定対策）」での集落営農組織に対する 2009年時点の要件には、①面積要件の他に、②規約の作成、③農用地の利用集積目標の設定、④主たる従事者の所得目標の設定、⑤共同販売経理、⑥農業生産法人化計画の作成が存在する。ただし、喫緊の農林水産省の対策案内において、5年以内の法人化に関しては、法人化できなかった場合でも、目標を延期することができ、法人化できないということで交付金の返還を求められるものではないことを強調しているとともに、主たる従事者の目標農業所得額についても主たる従事者の特定が難しい場合は、候補者の人数を定め、目標農業所得額も市町村の基本構想額を目標にしても良いと明記するなど実質的な担い手要件の緩和が伺える。さらに、⑤共同販売経理は従前まで「経理の一元化」と表現されてきた部分に変更されたものであり、法人化時期の延期容認と併せて、経営方式に関し大幅に譲歩したものとなっている。

しかしながら、これまでみてきたように、北海道において集落営農組織を含む農業生産組織の動きをみる限りにおいては、農家支援組織としての役割は高まると思われるものの、組織の方向性を協業化に向けることについては、農家の意志を中心に未だハードルは高いと思われる。農家が求める理想的な営農システムとは何なのか。地域内の組織化事例の変化を今後さらに注視する必要があると考えられる。

【注】

1) 農林水産統計における集落営農の定義は「「集落営農」とは「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農

(農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行うもの及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く)をいう」とされているのに対して、生産組織の定義は「複数の農家が農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農(農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行うもの及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く)とされ、「集落」の部分以外はほぼ同一の定義となっている。

2) 田畑保『北海道の農村社会』日本経済評論社, 1986年, pp256

3) 柳村俊介「北海道の村落特性と近年の動向」, 長谷山俊郎編著『北の国型村落の形成—定住化に向けた環境整備—』農林統計協会, 1995年, pp18

4) 菅原優「大規模水田地帯における地域水田農業ビジョンの特徴と組織的対応の性格—北海道南空知地域・北村を事例として—」, 『農経論叢』Vol.61, 2005年, 菅原優「大規模水田地帯における大豆作拡大と個別農家・機械利用組合の集落内連携—北海道の北村を事例として—」『農業経営研究』Vol.43, 2005年

5) 細山隆夫・仁平恒夫「道央水田地帯における地域差拡大と品目横断的経営安定対策への対応—上川中央と南空知—」『北海道農業研究センター農業経営研究』95号, 北海道農業研究センター, 2007年

6) 坂下明彦・小山良太「農協による地域営農システムの展開」岩崎徹・牛山敬二編著『北海道農業の地帯構成と構造変動』, 北海道大学出版会, 2006年

7) 仁平恒夫「道央大規模水田地帯における法人化の現状と課題—南幌町の事例—」『北海道農業研究センター農業経営研究』101号, 北海道農業研究センター, 2009年において, 南幌町の拠点型法人の近況について分析が行われており, 野菜作導入による複合化が進み, 収益性を改善している一方で, 一部の法人において高齢化問題が発現していることを指摘している。また, 同地域の法人について後継者確保の点より, 仁平恒夫「農業生産法人における常勤雇用者への継承をめぐる現状—南空知地域・南幌町の法人の事態から」『北海道農業研究センター農業経営研究』98号, 北海道農業研究センター, 2008年において, 農家集团的性格に基づいたいわゆる準農家型の継承が困難になりつつある現状を明らかにして, 中途参加農家に関する調査の必要性を述べている。

8) 中富良野町に関して利用している図表は, 吉岡徹・菅原優「北海道における集落型農業生産組織の役割と展開方向に関する一考察—中富良野町を事例に—」(2009年北海道農業経済学会個別報告)より引用した。

9) 当時は品目横断的経営安定対策であった。

10) 東山寛「北海道大規模水田地帯における営農集団活動の実態と課題—南空知・長沼町—」『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』(農林水産政策研究所) 2009年